

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月23日

【事業年度】 第10期(自平成19年9月1日至平成20年8月31日)

【会社名】 株式会社鉄人化計画

【英訳名】 TETSUJIN Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日野洋一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒二丁目6番20号

【電話番号】 03(5773)9181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 浦野敏男

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒二丁目6番20号

【電話番号】 03(5773)9184

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 浦野敏男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月27日に提出いたしました第10期（自平成19年9月1日至平成20年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、業績に応じた成果配分を行うことで、株主への利益還元を積極的に図りつつ、継続的な配当の実施を図ることを基本方針としてあります。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期(平成20年8月期)の配当につきましては、上記方針に基づき、1株につき750円と決定いたしました。

内部留保資金につきましては、お客様のニーズに応える当社オリジナルのサービスの開発、今後に予想される新規事業への取組みなどに有効活用してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成20年11月26日 定時株主総会決議	24,801	750

（訂正後）

当社は、業績に応じた成果配分を行うことで、株主への利益還元を積極的に図りつつ、継続的な配当の実施を図ることを基本方針としてあります。

剰余金の配当回数につきましては、当社は年1回の配当（期末配当）の実施を行うことを基本としておりますが、業績の進捗に応じて年2回の配当（中間配当を含む。）の実施を行うことを方針としております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期(平成20年8月期)の配当につきましては、上記方針に基づき、1株につき750円と決定いたしました。

内部留保資金につきましては、お客様のニーズに応える当社オリジナルのサービスの開発、今後に予想される新規事業への取組みなどに有効活用してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成20年11月26日 定時株主総会決議	24,801	750

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) (省略)

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(7)～(9) (省略)

(訂正後)

(1)～(5) (省略)

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

(7)～(9) (省略)

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。